

施設名称: 宮城県第二総合運動場

建物棟名称: 武道館

所在地: 仙台市太白区根岸町15-1

①用途: 体育館

②延べ面積: 5,447 m²

③階数: 地上5階

④竣工年度: 昭和 55 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目) 塔屋屋上内側に鉄筋が露出している箇所があります。	判定
		B
	(対策等) 経過観察してください。	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目) 塔屋の屋上部分の防水シートが劣化し、内部に雨水が入り込んでいます。(H30年度点検時よりも悪化しています。)また、樋部分の防水シートが裂けている箇所もあります。	判定
		C
	(対策等) 雨漏りはないとのことですので、早急な対応が必要とは考えられませんが、計画的な改修が望まれます。	
3 - 2 屋上及び屋根	(指摘項目) 機械室上部の屋上が排水できていません。	判定
		B
	(対策等) 定期的に清掃をしてください。	
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目) 弓道場の天井が落下しています。	判定
		D
	(対策等) 対応予定とのことですが、現状としては、立入禁止等の引き続き危険防止に努めてください。	
5 - 1 避難施設等	(指摘項目) 排煙設備が一部作動しません。	判定
		D
	(対策等) 対応予定とのことですが、火災等の際に外部へ発生した煙を排出するための重要な設備です。定期的に動作確認を行い、開閉不良のあるものについては修繕が必要です。	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

(別紙様式2)(電気)

県有建築物保全点検結果報告書(電気)

調査対象設備		設置年or 更新年	経過年数	不具合事象 (機能低下、異音異臭、腐食、損傷、発熱、 油・空気漏れ、液漏れ、固定不良、基準値外 れ、沈下亀裂)			判定	備考
受変電設備								
高压引込設備	PAS		平成27年	6年	なし		A	
受変電設備	1φ150kVA,100kVA	平成26年	7年	なし			A	屋内キュービクル5面
	3φ100kVA	平成26年	7年	なし			A	
自家発電設備	80kVA	平成27年	6年	なし			A	
直流電源装置								
電灯・動力設備								
電灯分電盤・電灯動力分電盤	6面	昭和56年	40年	機能低下			B	
動力盤・制御盤	6面	昭和56年	40年	機能低下			B	
開閉器盤								
その他								

総括	<p>・電灯、動力設備の分電盤等が40年を超過しています。古いブレーカーは、発熱や異音、過電流の遮断不能などの不具合を起こす可能性がありますので、注意が必要です。</p>
----	---

その他の特記事項
<p>・建築基準法第12条第4項の規定による建築設備(給排水設備、非常照明設備、防火設備等)の年1回の点検が必要です。</p> <p>・近的弓道場の壁面照明のカバーが破損し、雨水浸水の恐れがあります。漏電等の危険がありますので、水が入らない措置等をお勧めします。</p>

- [判定]
- A 指摘なし: 支障なし
 - B 要注意: 経過観察が必要
 - C 要計画改修: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
 - D 要是正: 危険防止の観点から早急な対策が必要
 - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

(別紙様式2)(機械)

県有建築物保全点検結果報告書(機械)

調査対象設備 (重要部位)	有無	設置 or 更新年度	経過 年数	不具合事象 (機能低下、異音異臭、腐食、損傷、 発熱、漏れ、基準値外れ、固定部不良)	判定	備考
空調設備						
熱源機器	ボイラー					
	温水発生機					
	冷温水発生機					
	冷凍機					
	温風炉					
冷却塔						
ポンプ(床置型)						
主要配管						
衛生設備						
受水槽	有	令和3年	0年		A	工事中のため 仮設2㎡を確認
高架水槽	有	昭和56年	40年	その他	B	7.5㎡ 耐用年数超過
給湯ボイラー(中央式)						
揚水ポンプ(床置型)	有	平成29年	4年	なし	A	逆止弁はH27に更新済み
給水ポンプユニット						
主要配管	有	昭和56年	40年	腐食	B	耐用年数超過
その他						

総括	現状、特に目立った支障はありませんが、高架水槽及び主要配管については耐用年数である設置から30年を超過している状態です。赤水や漏水に注視し経過観察願います。
----	--

その他の特記事項	
(共通事項) 平成27年4月改正された「フロンガス排出抑制法」に基づく、パッケージエアコン等の簡易点検及び定期点検を遵守願います。 建築基準法12条の第4項点検について遵守願います。	

【判定】

- A 指摘なし:支障なし
- B 要注意:経過観察が必要
- C 要計画改修:長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D 要是正:・危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

施設名称: 宮城県第二総合運動場

建物棟名称: 近的弓道場

所在地: 仙台市太白区根岸町15-1

①用途: 弓道場

②延べ面積: 730 m²

③階数: 地上1階

④竣工年度: 平成 10 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 基礎仕上げモルタルが破損している箇所があります。	判定 B
	(対策等) 経過観察してください。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
4 - 建築物の内部	(指摘項目) 木造の梁が接統部でずれている箇所があります。	判定 B
	(対策等) 構造耐力上支障がないか確認した上で, 経過観察してください。	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

施設名称: 宮城県第二総合運動場

建物棟名称: 遠的弓道場

所在地: 仙台市太白区根岸町15-1

①用途: 弓道場

②延べ面積: 349 m²

③階数: 地上1階

④竣工年度: 平成 10 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

施設名称: 宮城県第二総合運動場

建物種名称: 合宿所

所在地: 仙台市太白区根岸町15-1

①用途: 合宿所

②延べ面積: 827 m²

③階数: 地上2階

④竣工年度 平成 3 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋根ふき材の一部が錆びています。	判定 B
	(対策等) 経過観察するとともに, 進行して破損すると雨漏りする恐れがありますので, 修繕等を検討してください。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目) ロビー換気扇が脱落しかけています。	判定 B
	(対策等) 経過観察するとともに, 修繕等を検討してください。	
5 - 避難施設等	(指摘項目) 屋外階段に錆が目立ちます。	判定 B
	(対策等) 経過観察してください。	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項	廊下の排煙設備(法定かは不明)について, 定期的に作動するか確認してください。 風除室にある排煙設備の手動開放装置が固定されておらず, 開閉に支障が出ています。	

※ 判定欄には, 建築基準法上の支障の有無について, 以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

(別紙様式2) (電気)

県有建築物保全点検結果報告書(電気)

調査対象設備	設置年or 更新年	経過年数	不具合事象 (機能低下、異音異臭、腐食、損傷、発熱、 油・空気漏れ、液漏れ、固定不良、基準値外 れ、沈下亀裂)				判定	備考
受変電設備								
電灯・動力設備								
電灯分電盤・電灯動力分電盤	1面	平成4年	29年	なし			B	
動力盤・制御盤	2面	平成4年	29年	なし			B	
開閉器盤								
その他								

総括	・特に問題ありません。
----	-------------

その他の特記事項
建築基準法第12条第4項の規定による建築設備(給排水設備)の年1回の点検が必要です。

- [判定]
- A 指摘なし: 支障なし
 - B 要注意: 経過観察が必要
 - C 要計画改修: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
 - D 要是正: 危険防止の観点から早急な対策が必要
 - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

(別紙様式2)(機械)

県有建築物保全点検結果報告書(機械)

調査対象設備 (重要部位)	有無	設置 or 更新年度	経過 年数	不具合事象 (機能低下、異常音等、磨耗、損傷、 発熱、漏れ、基準値外れ、固定部不良)	判定	備考
空調設備						
熱源機器	ボイラー					
	温水発生機					
	冷温水発生機					
	冷凍機					
	温風炉					
冷却塔						
ポンプ(床置型)						
主要配管						
衛生設備						
受水槽	有	平成4年	29年	なし	A	10m ³
高架水槽						
給湯ボイラー(中央式)						
揚水ポンプ(床置型)						
給水ポンプユニット	有	平成29年	4年	なし	A	
主要配管	有	平成4年	29年	腐食	C	赤水発生
その他						

総括	1F・2F洗面室, 1F男子トイレの洗面台にて赤水を確認しました。多くの方が利用する施設となるため健康被害が出ないよう露出配管等で給水管の更新を検討願います。
----	---

その他の特記事項	
(共通事項) 平成27年4月改正された「フロンガス排出抑制法」に基づく、パッケージエアコン等の簡易点検及び定期点検を遵守願います。 建築基準法12条の第4項点検について遵守願います。	

[判定]

A 指摘なし:支障なし

B 要注意:経過観察が必要

C 要計画改修:長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 要是正:・危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要